

社 労 連 第 374 号
令和 3 年 6 月 21 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等に係る処理について

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 3 年 6 月 14 日付年機構発第 5 号「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届等に係る処理について」にて日本年金機構事務センター統括部長から別添のとおり協力依頼がございました。

本件は、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の届出処理の迅速化を目的として、令和 3 年 7 月 1 日から東京広域事務センターで受付した届書内容の確認や返戻、決定通知書の送付について、下記により東京広域事務センター以外の事務センターからも行うこととなる旨を周知するものです。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき貴会会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、後日、埼玉会、千葉会、東京会及び神奈川会に各地域の代表年金事務所から本件に関する周知文書が別途送付される予定であることを申し添えます。

また、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページにも掲載しております。

記

1. 対象届出書

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
／厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
／厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届
／厚生年金保険 70 歳以上被用者賞与支払届
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書

2. 処理事務センター（東京広域事務センター以外）

- 仙台広域事務センター
- 名古屋広域事務センター
- 大阪広域事務センター
- 福岡広域事務センター

以 上

ご参考

(連合会会員専用ホームページ該当箇所 掲載 URL)

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/information/tabid/298/Default.aspx?itemid=4878&dispmid=462>

謹 白

(担当：事業戦略部デジタル化推進課)

年 機 構 発 第 5 号

令和3年6月14日

全国社会保険労務士会連合会長 様

日本年金機構 事務センター統括部長



健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届等に係る処理について

日頃より、日本年金機構における業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、東京広域事務センターでは、算定基礎届の提出が集中する夏季繁忙期を中心に、管轄の年金事務所と連携しながら、迅速な処理に取り組んできたところ です。

今後、より一層迅速な処理を行うため、別紙のとおり東京広域事務センターで受付した算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・賞与不支給報告書の一部について、仙台広域・名古屋広域・大阪広域・福岡広域事務センターでも処理を行うこととしました。

つきましては、届書内容の確認や返戻、決定通知書の送付について、東京広域事務センター以外の事務センターから行うことがありますので、お知らせします。

なお、届書の提出先はこれまでどおり東京広域事務センターとなります。

ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【照会先】

日本年金機構 事務センター統括部

事務センター管理グループ

担当：吉田・星野

電話番号：03-6892-0748

東京広域事務センター以外の事務センターで処理を行う届書等の概要

1. 対象届書

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
／厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
／厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届
／厚生年金保険 70 歳以上被用者賞与支払届
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書

2. 開始時期

令和3年7月1日(木)

3. これまでとの相違点

(1) 届書内容の確認及び返戻

届書内容の確認や返戻を、東京広域事務センター以外の事務センターから行う場合があります。

それに伴い、返戻に対する問い合わせ先も返戻を行った事務センターとなります。お問い合わせの際は、返戻票に記載された問い合わせ先にご連絡ください。

【返戻票(イメージ)】

再提出用		届書(申請書等)の補正に関するお願い	
照会番号			
※ ご不明な点がありましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。			
		TEL	

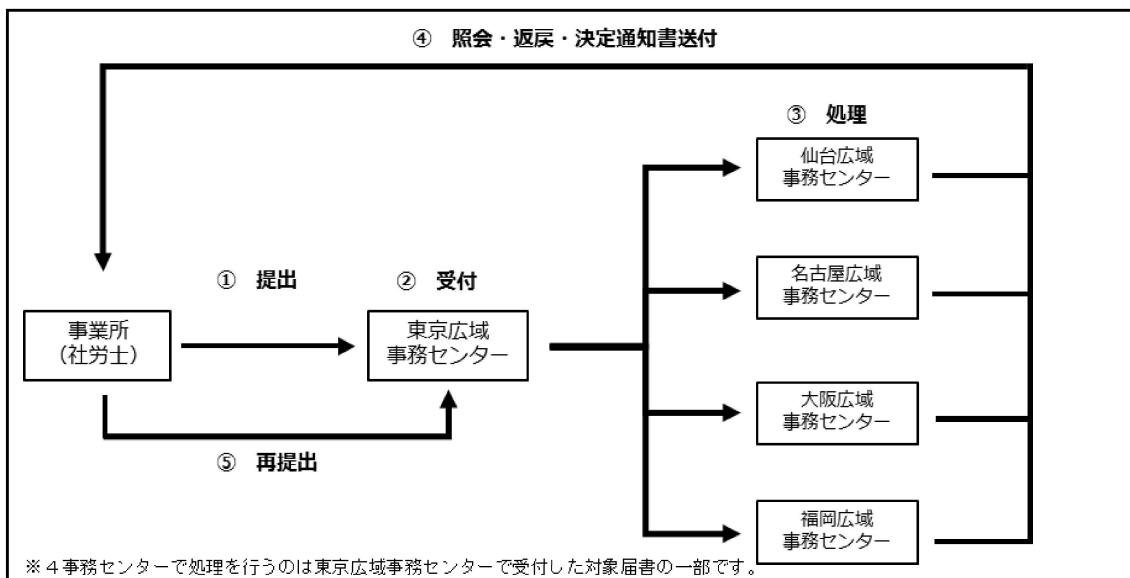
再提出先は、東京広域事務センターになる旨の案内と返戻を行った事務センター名等を記載しております。

お問い合わせ先の電話番号(ナビダイヤル)を記載しております。

(2) 決定通知書の送付

決定通知書を東京広域事務センター以外の事務センターから送付する場合があります。

【事務処理の流れ（イメージ）】



4. その他

(1) 返戻に係る届書の提出先は、これまでどおり東京広域事務センターです。

なお、返戻時には東京広域事務センター宛ての宛名シールを同封しますので、ご利用ください。

(2) 「日本年金機構からのお知らせ」の6・7月号にて、東京都内の適用事業所にお知らせします。

【日本年金機構からのお知らせ6・7月号 掲載文】

◆ 算定基礎届等の一部について、他の事務センターでも処理を行います

届書が集中する夏季においても迅速な処理を行うため、令和3年7月から東京広域事務センターで受付した算定基礎届・月額変更届・賞与支払届の一部について、東京広域事務センター以外の事務センターでも処理を行います。

届書内容の確認や返戻、決定通知書の送付について、東京広域事務センター以外の事務センターからも行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、届書の提出先については、これまで通り東京広域事務センターとなります。